

令和2年3月6日

組合員各位

大阪府警察信用組合

預金規定の改定及び規定小冊子廃止のお知らせについて

1 民法（債権関係）の改正を踏まえた預金規定の改定

当組合は、2020年4月1日の民法（債権関係）の改正を踏まえ、次のとおり預金規定を改定いたします。

(1) 対象となる預金規定

「自由金利型定期預金（M型）規定<通帳式>」等、別紙のとおり。

(2) 規定適用開始日

令和2年4月1日

(3) 主な改定内容

ア 定期預金の満期日前解約の制限の明確化

預金の解約・書替継続の条項に「この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。」を追加します。

イ 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を明確化

成年後見人等の届出の条項に「預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。」を追加します。

【新旧対比表】

例：自由金利型定期預金（M型）規定<通帳式>

注：自由金利型定期預金（M型）規定<通帳式>以外の規定についても同様の改定を行います。改定する各預金規定の改定内容は、別紙をご覧ください。

変更後	現 行
<p>3. (利息：単利)</p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限満期利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限満期利息との差額を計算します。</p> <p>①~④ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (利息：複利)</p>	<p>3. (利息：単利)</p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限満期利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限満期利息との差額を計算します。</p> <p>①~④ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (利息：複利)</p>

<p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>14. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日から適用されるもの</u>とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する</u>場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p style="text-align: center;">この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>14. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他<u>情勢の状況の変化等</u>相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める<u>相当の期間を経過した日から適用されるもの</u>とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

2 規定小冊子の廃止

改定後の規定を当組合ホームページに掲載させていただきますので、誠に勝手ではございますが、改定日以降、口座開設時等に配布していた規定小冊子を廃止し、規定の交付を原則取り止め(※)させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※ 印刷した規定の交付をご希望の場合は、当組合窓口へお申し出ください。

以上

【令和2年4月1日付で改定する預金規定一覧】

No.	規定名称	改定内容		
		定期預金の満期日前 解約の制限の明確化	後見人等が法定後見 制度の対象となった 場合の届出を明確化	変更条項の改定
1	総合口座取引規定		○	○
2	普通預金規定		○	○
3	自由金利型定期預金（M型）規定＜通帳式＞	○	○	○
4	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜通帳式＞	○	○	○
5	自由金利型定期預金（M型）規定＜証書式＞	○	○	○
6	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜証書式＞	○	○	○
7	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜取扱票式＞	○	○	○
8	自由金利型定期預金規定＜通帳式＞	○	○	○
9	自動継続自由金利型定期預金規定＜通帳式＞	○	○	○
10	自由金利型定期預金規定＜証書式＞	○	○	○
11	自動継続自由金利型定期預金規定＜証書式＞	○	○	○
12	期日指定定期預金規定＜通帳式＞	○	○	○
13	自動継続期日指定定期預金規定＜通帳式＞	○	○	○
14	期日指定定期預金規定＜証書式＞	○	○	○
15	自動継続期日指定定期預金規定＜証書式＞	○	○	○
16	変動金利定期預金規定＜通帳式＞	○	○	○
17	自動継続変動金利定期預金規定＜通帳式＞	○	○	○
18	変動金利定期預金規定＜証書式＞	○	○	○
19	自動継続変動金利定期預金規定＜証書式＞	○	○	○
20	積立定期預金規定	○	○	○
21	財産形成積立定期預金規定	○	○ (新設)	○
22	財産形成住宅預金規定	○	○ (新設)	○
23	けいしんキャッシュカード規定			○ (新設)
24	振込規定			○

以上